

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金交付要綱

令和6年4月11日付6福祉子育第185号

(目的)

第1 この要綱は、「東京都若年被害女性等支援事業実施要綱」(令和3年2月22日付2福祉子育第2938号。以下「実施要綱」という。)に基づき、東京都若年女性等支援事業の実施に要する経費の一部を補助し、その円滑な執行を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金は、実施要綱2に定める社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等(以下「事業者」という。)を交付の対象とする。

(補助対象経費)

第3 この補助金は、下記に掲げる事業の実施に必要な経費を交付の対象とする。

(1) アウトリーチ支援

以下の①及び②の事業

①夜間見回り等

実施要綱4の(1)の①に定める事業

②相談及び面談

実施要綱4の(1)の②に定める事業

(2) 関係機関連携会議への参加

実施要綱4の(2)に定める事業

(3) 自立支援

実施要綱4の(3)に定める事業

(4) 居場所の提供に関する支援

実施要綱4の(4)に定める事業

(交付額の算定方法)

第4 この補助金は、次により算定された額を都の予算の範囲内において交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額(補助率:10/10相当)とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(1) ①アウトリーチ支援（夜間見回り等）	金 11,284 千円	事業実施に必要な報酬、給料、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、その他知事が適当と認めた経費
(1) ②アウトリーチ支援（相談及び面談）	金 6,252 千円	
(2) 関係機関連携会議等への参加 (3) 自立支援	金 7,423 千円	
(4) 居場所の提供に関する支援	金 20,626 千円	

（交付の条件）

第5 この補助金の交付の決定に当たっては、別記補助条件を付すものとする。

（申請手続）

第6 この補助金の交付の申請は、別紙様式1に關係書類を添えて別に定める日までに東京都知事（以下、「知事」という。）に提出することにより行うものとする。

（交付決定・不交付決定）

第7 知事は、第6の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を、交付すべきものと認めなかったときには不交付決定を速やかに行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、別紙様式2又は別紙様式2-2により事業者宛に通知する。

（変更申請手続）

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加・一部取消の交付申請を行う場合には、別紙様式3に關係書類を添えて別に定める日までに知事に提出するものとする。

（変更交付決定）

第9 知事は、第8の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、追加・一部取消を承認することを認めたときは速やかに別紙様式4により事業者宛に通知する。

（実績報告）

第10 事業者は、補助事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、速やかに、別紙様式5に關係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による書類の内容が正確なものとなっているか、税理士や公認会計士、行政書士等の確認を受けた上で提出するものとする。

(状況報告)

第 11 事業者は、遂行の状況の報告について、知事から求めがあった場合は、速やかに応じなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 知事は、第 10 の規定による実績報告の審査や必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式 6 により事業者宛に通知する。

2 知事は、前項に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が事業者に対して交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずる。

(是正のための措置)

第 13 知事は、第 12 の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する命令により必要な措置をした場合においても、第 10 に規定する実績報告は行わなければならない。

(補助金の支払)

第 14 補助金は、第 12 の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に、事業者からの請求に基づき支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合においては、第 7 の規定による交付決定額の 7 割を上限として、概算払をすることができる。

(補助金の精算)

第 15 第 14 ただし書の規定により交付金の概算払を受けた事業者は、第 12 の規定による通知受領後 14 日以内に都が別に定める概算払精算書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、事業者から前項に規定する精算書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、概算払の精算を行うとともに、追給額（第 12 の規定による確定額から第 14 ただし書の規定による概算払交付済額を差し引いた額）がある場合にはその支払を行う。

第 16 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日東京都規則第 141 号）及び都が別に定めるところによる。

第1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別記

補助条件

(事情変更による決定の取消等)

- 1 知事は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(承認事項)

- 2 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

- 3 事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の検査等)

- 4 知事は、事業の適正を期するため必要があるときは、事業者に報告を求め、又は東京都職員に事業者の事務所、事業場、アウトリーチ支援及び居場所の提供に関する支援の実施場所等に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助事業の遂行命令等)

- 5 3及び4の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

この規定による命令に違反したときは、知事は、事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

(決定の取消)

- 6 知事は、事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 実施要綱に定める事項を遵守しないとき。

この規定は、補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

- 7 知事は、1又は6により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し期間を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金)

- 8 知事が1又は6により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その返還を命じたときは、事業者は、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの期間の日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

- 9 知事が、事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

- 10 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(財産処分制限)

- 11 事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(財産の管理)

- 12 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(交付金の経理)

- 13 事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

また、収入及び支出について、その支出内容の証拠書類（領収書等）を整備して、帳簿とともに交付対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとし、都は必要に応じてこれを検査する。

(補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

- 14 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式7により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査研究への協力)

- 15 本事業は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、若年女性の自立の推進に資することを目的としていることから、事業者は、若年女性等の支援手法の蓄積及び効果検証等のための調査研究を都が実施する場合には、これに協力しなければならない。

(別紙様式1)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名 印

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金交付申請額算出表
(別紙様式1-2)
 - (2) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する事業計画書
(別紙様式1-3)
 - (3) 収支予算書(当該補助事業の支出予定額が記載されているもの)
(別紙様式1-4)
 - (4) 誓約書(別紙様式1-5)
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) その他参考となる書類

担 当 部 署 :
担 当 者 名 :
電 話 :
メールアドレス :

(別紙様式 1 - 2)

令和 6 年度東京都若年被害女性等支援事業補助金 交付申請額算出表

(補助事業者名)

	(A) 対象経費の 支出予定額	(B) 寄附金その他の 収入予定額	(C) 差引額 (A-B)	(D) 基準額	(E) 選定額 (CとDを比較して 少ない方の額) ※千円未満切捨	(F) 補助金額 (E) × 10/10
アウトリーチ支援 (夜間見 回り等)	0		0	11,284,000	0	0
アウトリーチ支援 (相談及 び面談)	0		0	6,252,000	0	0
関係機関連携会議への参加 自立支援	0		0	7,423,000	0	0
居場所の提供に関する支援	0		0	20,626,000	0	0
合計						0

※対象経費の支出予定額内訳は別紙「交付申請額積算内訳書」のとおり

交付申請額積算内訳書（アウトリーチ支援（夜間見回り等））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額計		0

交付申請額積算内訳書（アウトリーチ支援（相談及び面談））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額計		0

交付申請額積算内訳書（関係機関連携会議への参加・自立支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額計		0

交付申請額積算内訳書（居場所の提供に関する支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額計		0

(別紙様式1-3)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する事業計画書

1 事業の実施予定期間

※※年※※月※※日から※※年※※月※※日まで

2 年間の支援対象見込み数

・アウトリーチ支援

夜間見回り等：延べ 人程度

相談及び面談：延べ 人程度

・自立支援 延べ 人程度

・居場所の提供支援 延べ 人程度

3 事業計画の内容

※法人全体及び本事業の職員名簿・組織図・事務分担表を添付すること。

(1) アウトリーチ支援

① 夜間見回り等の方法（支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等）

② 相談及び面談の方法（相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等）

③ 相談対応職員等に対する研修計画（研修の内容・対象者・見込み回数等）

(2) 関係機関連携会議への参加

(3) 自立支援

① 支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

② 関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

③ 職員の配置状況

(4) 居場所の提供に関する支援

① 居場所の状況（場所、建物の形状等）

場所

建物形状

② 支援方法

③ 職員の配置状況（人数や職種など）

④ 心理的ケア等の医療機関との連携の状況（予定）

4 事業所要額（「交付申請額算出表」の「対象経費の支出予定額」の合計額を記載）

5 団体の職員数（令和6年4月1日現在）

(別紙様式 1 - 4)

収支予算書

収入	支出
東京都若年被害女性等支援事業補助金	報酬 円
円	給料 円
寄付金	謝金 円
円	旅費 円
その他の収入	需用費 円
円	役務費 円
自己資金	委託料 円
円	使用料及び賃借料 円
	共済費 円
	扶助費 円
合計	合計
円	円

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金に関する収支予算は、上記のとおりである。

※※年※※月※※日

所在地

団体名

代表者役職氏名

印

誓約書

東京都知事 殿

東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

また、この誓約に反していることが判明した場合は、補助金の申請の取り下げ、補助金の返還等に異議なく応じることに同意します。

記

- 1 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 実施要綱及び補助要綱の記載内容を理解し、その内容を遵守します。
- 3 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者等が、法人の活動に参画していません。
- 4 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体ではありません。また、本補助事業の実施に当たり、宗教活動や政治活動は行いません。
- 5 申請した経費について、他の補助事業等を申請・受給している経費は含んでいません。
- 6 補助要綱別記補助条件13に基づき都が実施する検査に応じることに同意します。
- 7 都が行う調査研究等に協力することに同意します。
- 8 事業の履行確認に必要な個人情報を提供することに同意します。

※※年※※月※※日

所在地

団体名

代表者役職氏名

印

(別紙様式2)

※福祉子育第※※※※号
(事業者名)

※※年※月※※日付で申請のあった令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金を下記により交付する。

※※月※※日

東京都知事 ※※ ※※

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業の内容等
 - (1) この補助金の交付の対象となる事業は、令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金交付要綱(令和6年4月11日付6福祉子育第185号。以下「要綱」という。)に定める事業とし、その内容は、交付申請書記載のとおりとする。
 - (2) この補助金の交付額は、要綱の第4に定める方法により算定した額とする。
- 3 補助条件
この補助金は、要綱の第5に定める条件を付して交付する。
- 4 申請の撤回
この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、本通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(別紙様式 2 - 2)

※福祉子育第※※※※号
(事業者名)

※※年※※月※※日付で申請のあった令和 6 年度東京都若年被害女性等支援事業補助金について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知する。

※※年※※月※※日

東京都知事 ※※ ※※

記

1 不交付とした理由

(別紙様式3)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名 印

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金の変更交付申請について

標記について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金変更交付申請額算出表
(別紙様式3-2)
 - (2) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する事業計画書
(別紙様式3-3)
 - (3) 収支予算書(当該補助事業の支出予定額が記載されているもの)
(別紙様式3-4)
 - (4) その他参考となる書類

担 当 部 署 :
担 当 者 名 :
電 話 :
メールアドレス :

(別紙様式 3 - 2)

令和 6 年度東京都若年被害女性等支援事業補助金 変更交付申請額算出表

(補助事業者名)

	(A) 対象経費の 支出予定額	(B) 寄附金その他の 収入予定額	(C) 差引額 (A-B)	(D) 基準額	(E) 選定額 (CとDを比較して 少ない方の額)	(F) 補助金額 (E)×10/10 ※千円未満切捨	(G) 既交付決定額	(H) 一部追加(取消) 申請額
アウトリーチ支援(夜間見 回り等)	0		0	11,284,000	0	0		
アウトリーチ支援(相談及 び面接)	0		0	6,252,000	0	0		
関係機関連携会議への参加 自立支援	0		0	7,423,000	0	0		
居場所の提供に関する支援	0		0	20,626,000	0	0		
合計						0		0

※対象経費の支出予定額内訳は別紙「変更交付申請額積算内訳書」のとおり

変更交付申請額積算内訳書（アウトリーチ支援（夜間見回り等））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額		0

変更交付申請額積算内訳書（アウトリーチ支援（相談及び面談））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額		0

変更交付申請額積算内訳書（関係機関連携会議への参加・自立支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額		0

変更交付申請額積算内訳書（居場所の提供に関する支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
支出予定額		0

(別紙様式 3 - 3)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する事業計画書
(変更交付申請用)

1 事業の実施予定期間

※※年※※月※※日から※※年※※月※※日まで

2 年間の支援対象見込み数

・アウトリーチ支援

夜間見回り等：延べ 人程度

相談及び面談：延べ 人程度

・自立支援 延べ 人程度

・居場所の提供支援 延べ 人程度

3 事業計画の内容

※法人全体及び本事業の職員名簿・組織図・事務分担表を添付すること。

(1) アウトリーチ支援

① 夜間見回り等の方法 (支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等)

② 相談及び面談の方法 (相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等)

③ 相談対応職員等に対する研修計画 (研修の内容・対象者・見込み回数等)

(2) 関係機関連携会議への参加

(3) 自立支援

① 支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

② 関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

③ 職員の配置状況

(4) 居場所の提供に関する支援

① 居場所の状況（場所、建物の形状等）

場所

建物形状

② 支援方法

③ 職員の配置状況（人数や職種など）

④ 心理的ケア等の医療機関との連携の状況（予定）

4 事業所要額（「変更交付申請額算出表」の「対象経費の支出予定額」の合計額を記載）

5 団体の職員数（※※年※※月※※日現在）

※変更箇所が分かるように記載すること

(別紙様式 3 - 4)

収支予算書

収入	支出
東京都若年被害女性等支援事業補助金	報酬 円
円	給料 円
寄付金	謝金 円
円	旅費 円
その他の収入	需用費 円
円	役務費 円
自己資金	委託料 円
円	使用料及び賃借料 円
	共済費 円
	扶助費 円
合計	合計
円	円

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金に関する収支予算は、上記のとおりである。

※※年※※月※※日

所在地

団体名

代表者役職氏名

印

(別紙様式4)

※福祉子育第※※※※号
(事業者名)

※※年※※月※※日付※※※※で交付決定通知を行った令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金については、令和※※年※※月※※日付けの申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

※※年※※月※※日

東京都知事 ※※ ※※

記

- 1 補助金変更交付決定額 金 円
- 2 補助対象事業の内容等
 - (1) この補助金の交付の対象となる事業は、東京都若年被害女性等支援事業補助金交付要綱（令和6年4月11日付6福祉子育第185号。以下「要綱」という。）に定める事業とし、その内容は、変更交付申請書記載のとおりとする。
 - (2) この補助金の交付額は、要綱の第4に定める方法により算定した額とする。
- 3 補助条件
この補助金は、要綱の第5に定める条件を付して交付する。
- 4 申請の撤回
この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議がある場合は、本通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(別紙様式5)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名

印

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金の実績報告について

※※年※※月※※日付※福祉子育第※※※※号で交付決定を受けた標記について次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績報告額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金事業実績額算出表
(別紙様式5-2)
 - (2) 令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実績報告書
(別紙様式5-3)
 - (3) 収支報告書(当該補助事業の実績額が記載されているもの)
(別紙様式5-4)
 - (4) その他参考となる書類

担 当 部 署 :
担 当 者 名 :
電 話 :
メールアドレス :

(別紙様式5-2)

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金 事業実績額算出表

	(A)※ 対象経費の 実支出額	(B) 寄附金その他の 収入額	(C) 差引額 (A-B)	(D) 基準額	(E) 選定額 (CとDを比較して 少ない方の額)	(F) 補助金所要額 (E)×10/10 ※千円未満切捨	(補助事業者名 (G) 補助金交付決定額	(J) 補助金受入済額	(K) 補助金追給(返還)額
アウトリーチ支援(夜間見回り等)	0		0	11,284,000	0	0	/	/	/
アウトリーチ支援(相談及び面談)	0		0	6,252,000	0	0			
関係機関連携会議等への参加 自立支援	0		0	7,423,000	0	0			
居場所の提供に関する支援	0		0	20,626,000	0	0			
合計						0	0		0

※対象経費の実支出額内訳は別紙「事業実績額内訳書」のとおり

事業実績額内訳書（アウトリーチ支援（夜間見回り等））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
実支出額計		0

事業実績額内訳書（アウトリーチ支援（相談及び面談））

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
実支出額計		0

事業実績額内訳書（関係機関連携会議への参加・自立支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
実支出額計		0

事業実績額内訳書（居場所の提供に関する支援）

経費区分	内訳	金額
報酬		
給料		
謝金		
旅費		
需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）		
役務費（通信運搬費等）		
委託料		
使用料及び賃借料		
共済費		
扶助費		
管理経費		
実支出額計		0

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業に関する実績報告書

1 事業実績内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の実施状況（支援回数、支援対象者数、活動状況を具体的に記載）

②相談支援（活動状況を具体的に記載）

<相談人数>（相談方法ごとの延べ人数、（ ）内実人数）

※ 年 月 日 から 年 月 日までの数

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数				()	()		

<年齢別相談人数>（延べ数）※ 年 月 日 から 年 月 日までの数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談人数							

③関係機関との連携状況（公的機関へつないだ件数等も記載）

④研修受講の状況（別紙のとおり）

(2) 関係機関連携会議への参加

参加した会議名・日時

(3) 自立支援

①自立支援を行った利用者数

※東京都若年被害女性等支援事業実施要綱4(3)の自立支援をした利用者の人数を記載(アは① イは② ウは③ エは④ オは⑤の支援内容に該当)

自立支援計画を策定した利用者は、複数の下記の支援を複数行うこともあるため、アからオの合計が自立支援計画を策定した利用者を超える場合もある。

(実人数)

自立支援計画を策定した利用者数	(人数)
ア 利用者の新たな居住地に関する支援	(人数)
イ 利用者が自立して生活するための支援	(人数)
ウ 生活資金を確保するため等の支援	(人数)
エ 医療機関と連携した支援	(人数)
オ その他の支援	(人数)
〈オ その他の支援の具体的な内容〉	

②自立支援にあたる職員の配置状況

(4) 居場所の提供に関する支援

①宿泊を伴う保護人数(実人数)

- ・短期: 人
- ・長期(2週間を超える場合): 人

<年齢別保護人数>(実人数)

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計
保護人数 (短期)						
保護人数 (長期)						

<保護した女性の主訴>

属性・課題 (人数)	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス
属性・課題 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ
属性・課題 (人数)	貧困	デートDV	妊娠	その他

(注) 複数当てはまる場合は重複して計上

②職員の配置状況（人数・体制など）

③関係機関との連携状況

（連携状況を具体的に記載。公的機関につないだ件数等も記載）

④未成年者への対応状況

（弁護士の活用や警察、児相との連携等について具体的に記載）

⑤心理的ケア等の医療機関との連携（支援した女性の人数、具体的な取組を記載）

2 事業実績額（「事業実績額算出表」の「対象経費の実支出額」の合計額を記載）

【専門家による確認】

私は、_____（事業者名）の令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金の実績報告について、事業者が保有する帳簿や領収書等の関係書類を含め、内容が正確であることを確認しました。

所在地 _____

確認者役職氏名 _____

区分

税理士 公認会計士 行政書士 その他（ _____ ）

登録番号 _____

東京都若年被害女性等支援事業相談員等研修受講状況報告書

	実施年月日			研修名	実施主体 (外部研修の場合)	研修内容	参加人数	参加者氏名
	年	月	日					
1								
2								
3								
4								
5								

※ 記入例を参考に記入してください。

東京都若年被害女性等支援事業相談員等研修受講状況報告書

	実施年月日※				研修名	実施主体※2 (外部研修の場合)	研修内容	参加人数	参加者氏名		
	年	月	日	日							
例1	4	年	5	月	18	日	配偶者暴力被害者支援研修	内閣府	配偶者暴力被害者に対する相談や支援に携わる方が、配偶者暴力や児童虐待等に関する知識や理解を深め、相談対応や支援を適切に行うことができるようにする	3	東京 萌絵 新宿 美咲 渋谷 葵
例2	4	年	7	月	10	日	新人スタッフ研修		新人相談員が団体の活動、相談員の役割の理解、セルフケアについて学ぶ	2	町田 彩乃 秋葉 さくら
例3	4	年	7	月	20	日	同上		同上	3	町田 彩乃・秋葉 さくら・池 七海
例4	4	年	8	月	1	日	性犯罪被害者支援研修	警視庁	犯罪被害に関する正しい知識や被害者への適切な接し方等を学ぶ	3	東京 萌絵 北沢 陽菜 田端 紬
例5	4	年	9	月	10	日	相談業務研修（5日間）	内閣府	困難な問題を抱える女性の相談支援の方法を学ぶ	3	立川 奏 上野 舞 田端 紬
1		年		月		日					
2		年		月		日					
3		年		月		日					
4		年		月		日					
5		年		月		日					

※ 同じ研修を複数回行う場合、例3のように異なる部分のみの記載で構いません。

※2 内部研修の場合、実施主体は空欄でかまいません。

※3 研修は、オンライン形式でも構いません。

(別紙様式 5 - 4)

収支報告書

収入	支出
東京都若年被害女性等支援事業補助金	報酬 円
円	給料 円
寄付金	謝金 円
円	旅費 円
その他の収入	需用費 円
円	役務費 円
自己資金	委託料 円
円	使用料及び賃借料 円
	共済費 円
	扶助費 円
合計	合計
円	円

令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金に関する収支は、上記のとおりである。

※※年※※月※※日

所在地

団体名

代表者役職氏名

印

(別紙様式6)

※福祉子育て第※※※※号
(事業者名)

令和※年※月※※日付※福祉子育て第※※※※号により交付決定した令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金について、令和※年※※月※※日付けの実績報告に基づき、交付額を金※※※※円に確定したので通知する。

(超過交付が生じた場合)

なお、超過交付となった金※※※※円については、令和※年※月※※日までに返還することを命ずる。

※※年※※月※※日

東京都知事 ※※ ※※

(別紙様式7)

※※年※※月※※日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者役職氏名

令和6年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

※※年※※月※※日付※福祉子育第※※※※号で交付決定のあった令和6年度東京都若年被害女性等支援事業補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

1 補助金確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要都補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正を行った場合にはその修正申告の写し等）
(2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等

担 当 部 署 :
担 当 者 名 :
電 話 :
メールアドレス :